

官報 号外 昭和三十年十二月十六日

○第二十三回 参議院会議録第八号

昭和三十年十二月十六日(金曜日)午前	十一時二十分開議	議事日程 第八号
第一 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第二 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第三 人権擁護事業予算増額に関する請願(二件)(委員長報告)
第四 戦犯者の釈放に関する請願(委員長報告)	第五 鹿児島県守論島茶花港に入港する請願(委員長報告)	第六 鹿児島県大隅町大隅簡易裁判所に新築に關する請願(委員長報告)
第七 北海道中頃別簡易裁判所等の庁舎新築に關する請願(委員長報告)	第八 鹿児島地方裁判所加治木支那建設に關する請願(委員長報告)	第九 在外抑留同胞帰還促進等に関する請願(二件)(委員長報告)
第十 在外抑留同胞帰還促進等に関する請願(二件)(委員長報告)	第十一 公立学校事務職員の身分に関する請願(委員長報告)	第十二 公立学校保育法制定に関する請願(委員長報告)
第十三 賞勵金支払促進に関する請願(委員長報告)	第十四 旧海軍文官の退職賞与未支拂金支払促進に関する請願(委員長報告)	第十五 増額に関する請願(二件)(委員長報告)
第十六 旧海軍文官の退職賞与未支拂金支払促進に関する請願(委員長報告)	第十七 葉たばこ耕作振興に関する請願(委員長報告)	第十八 公庫支所設備の請願(三件)(委員長報告)
第十九 学校保健法制定に関する請願(委員長報告)	第二十 産業教育振興費国庫補助制度の立法化に関する請願(委員長報告)	第二十一 町村合併による中小学校統合学校施設費助成の請願(委員長報告)
第二十二 福岡県觀世音寺保存施設に関する請願(委員長報告)	第二十三 片山病撲滅事業施設促進に関する請願(委員長報告)	第二十四 保健所費補助増額に関する請願(委員長報告)
第二十五 長野県の水道施設設備に關する請願(委員長報告)	第二十六 北海道森町の上水道敷設設備の請願(委員長報告)	第二十七 北海道浜頓別町の上水道敷設設備に関する請願(委員長報告)
第二十八 長崎県島嶼海域の米軍爆撃演習地変更等に関する請願(委員長報告)	第二九 五大市市立幼稚園教員の給与に関する請願(委員長報告)	第三〇 附添看護制度廃止反対に関する請願(六件)(委員長報告)
第三一 農民課税の適正化に関する請願(委員長報告)	第三二 番川大学に夜間短期大学設置の請願(委員長報告)	第三一 医療扶助審議会設置反対に関する請願(委員長報告)
第三三 要生活保護家庭の義務教育学童に教科書無償給与の請願(委員長報告)	第三四 五大市市立定期制高等学校教員の給与に関する請願(委員長報告)	第三二 生活保護法に基づく保護費全額国庫負担の請願(委員長報告)
第三五 教護院の國立移管に関する請願(委員長報告)	第三六 香川大学に夜間短期大学設置の請願(委員長報告)	第三三 北海道宮野漁港修築工事継続施行に関する請願(委員長報告)
第三七 福島県老朽学校校舎改築費国庫補助地額に関する請願(委員長報告)	第三八 番川大学に夜間短期大学設置の請願(委員長報告)	第三四 北海道十勝川上流首更川害復旧予算に関する請願(委員長報告)
第三八 長野県星塚敬愛園の災害復旧に関する請願(委員長報告)	第三九 附添看護制度廃止反対に関する請願(六件)(委員長報告)	第三五 米の統制撤廃反対に関する請願(二件)(委員長報告)
第三九 貸田に關する請願(委員長報告)	第四〇 鹿児島県星塚敬愛園の災害復旧予算に関する請願(委員長報告)	第三六 山形県の千葉被災農家救済に關する請願(委員長報告)
第四〇 危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正等に関する請願(委員長報告)	第四一 医療扶助審議会設置反対に関する請願(委員長報告)	第三七 長野県の水道施設設備に關する請願(委員長報告)
第四一 高山祭及び屋台の調査に関する請願(委員長報告)	第四二 生活保護法に基づく保護費全額国庫負担の請願(委員長報告)	第三八 北海道森町の上水道敷設設備に關する請願(委員長報告)
第四二 防火に關する請願(委員長報告)	第四三 教護院の國立移管に関する請願(委員長報告)	第三九 附添看護制度廃止反対に関する請願(二件)(委員長報告)
第四三 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(委員長報告)	第四四 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(委員長報告)	第四〇 北海道熊石漁港払下げに關する請願(委員長報告)
第四四 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(委員長報告)	第四五 愛知県旧豊川海軍工事うち殉職者遺族の援護に関する請願(委員長報告)	第四一 北海道豊浜、乙都両漁港修繕整備工事施行に関する請願(委員長報告)
第四五 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(委員長報告)	第四六 健康保険等の保険給付費国庫補助に関する請願(二件)(委員長報告)	第四二 北海道太田漁港払下げに關する請願(委員長報告)
第四六 健康保険等の保険給付費国庫補助に関する請願(委員長報告)	第四七 日雇労働者の就労増加等に関する請願(委員長報告)	第四三 北海道落石漁港修築工事施行に関する請願(委員長報告)
第四七 日雇労働者の就労増加等に関する請願(委員長報告)	第四八 宮崎県の失業対策事業わく拡大に関する請願(委員長報告)	第四四 北海道久遠漁港修築工事施行に関する請願(委員長報告)
第四八 宮崎県の失業対策事業わく拡大に関する請願(委員長報告)	第四九 食糧管理の適正化に関する請願(委員長報告)	第四五 北海道熊石漁港払下げに關する請願(委員長報告)
第四九 食糧管理の適正化に関する請願(委員長報告)	第五〇 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願(委員長報告)	第四六 北海道勇足地区の造田施設に関する請願(委員長報告)
第五〇 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願(委員長報告)	第五一 山形県の千葉被災農家救済に關する請願(委員長報告)	

官報(号外)

第六七 北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願 (委員長報告)	第八一 北海道石崎漁港修築工事施行等に関する請願 (委員長報告)	第九七 北海道浜頓別町内ポン二タチナイ閉拓道路開拓に関する請願 (委員長報告)
第六八 北海道長磯漁港修築工事施行に関する請願 (委員長報告)	第八二 北海道浦元漁港完成促進等に関する請願 (委員長報告)	第九八 北海道領別船入までの昇格に関する請願 (委員長報告)
第六九 北海道砂原漁港修築工事施行等に関する請願 (委員長報告)	第八三 農業振興対策に関する請願 (委員長報告)	第九九 北海道雨竜、大鳳両川のこう水被害救済に関する請願 (委員長報告)
第七〇 北海道居辺無水地域の農業開発促進に関する請願 (委員長報告)	第八四 静岡県網代漁港修築整備工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一〇〇 北海道東天北地区を高度集約酪農地域に指定するの請願 (委員長報告)
第七一 北海道根室未開発地域の農業開発促進等に関する請願 (委員長報告)	第八五 農業労務加配米増量等に関する請願 (委員長報告)	第一〇一 北海道岩見沢市隣接でい炭地帯の土地改良事業対策に関する請願 (委員長報告)
第七二 北海道姫川上流に小川ダム築設の請願 (委員長報告)	第八六 北海道勇払原野開発等に関する請願 (委員長報告)	第一〇二 北海道稚内市の水害対策に関する請願 (委員長報告)
第七三 北海道士幌村新田地区開拓事業促進等に関する請願 (委員長報告)	第八七 北海道稚内市に原地区畑地に関する請願 (委員長報告)	第一〇三 福岡地区以西底引網漁船員の労働条件改善等に関する請願 (委員長報告)
第七四 急傾斜地带農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願 (委員長報告)	第八八 北海道中川村の水害対策に関する請願 (委員長報告)	第一〇四 北海道新湊漁港整備促進に関する請願 (委員長報告)
第七五 農業改良普及員の強化等に関する請願 (委員長報告)	第八九 鹿児島県笠之原地区畑地かんがい事業施行等に関する請願 (委員長報告)	第一〇五 北海道猿払村のこう水被害農家救済に関する請願 (委員長報告)
第七六 北海道駒ヶ岳山麓火山区地帯の農業確立に関する請願 (委員長報告)	第九一 北海道の土地改良事業に関する請願 (委員長報告)	第一〇六 北海道仙法志漁港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)
第七七 北海道知内村の土地改良事業促進等に関する請願 (委員長報告)	第九二 北海道团休營土地改良事業の地区指定等に関する請願 (委員長報告)	第一〇七 北海道音調津漁港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)
第七八 北海道川汲漁港築設工事促進に関する請願 (委員長報告)	第九三 北海道道營及び团休營土地改良事業に関する請願 (委員長報告)	第一〇八 北海道広尾町を魚田開発地に指定するの請願 (委員長報告)
第七九 北海道尾札部漁港拡張工事促進に関する請願 (委員長報告)	第九四 北海道畠地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)	第一〇九 北海道苦前漁港防災工事施行等に関する請願 (委員長報告)
第八〇 北海道福島漁港修築工事継続等に関する請願 (委員長報告)	第九五 北海道総合開発等の関連事業に関する請願 (委員長報告)	第一一〇 北海道美深町の水害復旧対策に関する請願 (委員長報告)
第一一〇 北海道美深町の水害復旧対策に関する請願 (委員長報告)	第一一一 自作農維持創設資金のわく拡大に関する請願 (委員長報告)	第一一二 北海道小平村川上地区に補水ダム設置等の請願 (委員長報告)
第一一二 北海道東天北地区を高度集約酪農地域に指定するの請願 (委員長報告)	第一一三 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願 (委員長報告)	第一二七 北海道更別村集団漁地帶土地改良工事促進等に関する請願 (委員長報告)
第一一四 農業共済金の早期微算払に関する請願 (委員長報告)	第一一五 でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願 (委員長報告)	第一二八 北海道鬼鹿村港町、苦前町三溪間に開拓道路開拓等の請願 (委員長報告)
第一一六 宮崎県内開拓地入植者に対する請願 (委員長報告)	第一一六 宮崎県内開拓地入植者に対する請願 (委員長報告)	第一二九 北海道のこう水被害救済家教済に関する請願 (委員長報告)
第一一七 ラミー価格の安定等に関する請願 (委員長報告)	第一一七 ラミー価格の安定等に関する請願 (委員長報告)	第一三〇 肥料管理の合理化等に関する請願 (委員長報告)
第一一八 宮崎県開拓地入植者住宅復旧資本補助増額に関する請願 (委員長報告)	第一一八 宮崎県開拓地入植者住宅復旧資本補助増額に関する請願 (委員長報告)	第一三一 農業灾害補償制度確立に関する請願 (委員長報告)
第一一九 米の配給量増加等に関する請願 (委員長報告)	第一一九 米の配給量増加等に関する請願 (委員長報告)	第一三二 畑作農業の經營安定対策に関する請願 (委員長報告)
第一二〇 新潟県東頸城郡内の耕地災害復旧工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一二〇 新潟県東頸城郡内の耕地災害復旧工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一三三 北海道の風害木処理に伴う自家用材に関する請願 (委員長報告)
第一二一 新潟県東頸城郡内の治山砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一二一 新潟県東頸城郡内の治山砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)	第一三四 北海道の農業指導、試験及び研究機関の拡充強化に関する請願 (委員長報告)
第一二二 北海道遠別漁港築設促進に関する請願 (委員長報告)	第一二二 北海道遠別漁港築設促進に関する請願 (委員長報告)	第一二三 新潟県林道大柄山線開設工事施行に関する請願 (委員長報告)
第一二三 北海道遠別漁港築設促進に関する請願 (委員長報告)	第一二三 北海道遠別漁港築設促進に関する請願 (委員長報告)	第一二四 北海道天塩町の開拓事業等に関する請願 (委員長報告)
第一二四 北海道天塩町の開拓事業等に関する請願 (委員長報告)	第一二四 北海道天塩町の開拓事業等に関する請願 (委員長報告)	第一二五 北海道羽幌町集別地区土地改良事業促進等に関する請願 (委員長報告)
第一二五 北海道羽幌町集別地区土地改良事業促進等に関する請願 (委員長報告)	第一二五 北海道羽幌町集別地区土地改良事業促進等に関する請願 (委員長報告)	第一二六 北海道小平村川上地区に補水ダム設置等の請願 (委員長報告)

農林水産委員会請願審査報告書第一号
文教委員会請願審査報告書第一号
社会労働委員会請願審査報告書第一号
運輸委員会請願審査報告書第一号
通信委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第一号
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
鉛筆法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
万国著作権条約の批准について承認を求めるの件
万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附屬議定書の批准について承認を求めるの件
無国籍者及び亡命者の著作物に対する同条約の適用に関する同条約の第一附屬議定書の批准について承認を求めるの件
ある種の国際機関の著作物に対する同条約の適用に関する同条約の第二附屬議定書の批准について承認を求めるの件

同日国会において承認することを議定した左の件を内閣に送付し、その旨附屬議定書の批准について承認を求める件
万国著作権条約の批准について承認を求める件
万国著作権条約の条件附の批准、及
く又は加入に関する同条約の第三附
屬議定書の批准について承認を求
める件
無国籍者及び亡命者の著作物に対す
る万国著作権条約の適用に関する同
条約の第一附屬議定書の批准につ
て承認を求める件
ある種の国際機関の著作物に対する
万国著作権条約の適用に関する同条
約の第二附屬議定書の批准につい
て承認を求める件
同日左の法律の公布を奏上し、その
衆議院に通知した。
罹災都市借地借家臨時処理法第二
五条の二の災害及び同条の規定を
用する地区を定める法律
昭和三十年度の地方財政に関する
別措置法
同日衆議院議長から、左の法律の公
表を奏上した旨の通知書を受領した。
鉱業法の一部を改正する法律
同日本院は、裁判官彈劾裁判所裁判員
苦米地義三君及び同予備員大谷賛
君、最上英子君の辞任を許し、その代
として、左記の通り選挙し、予備員
の職務を行ふ順序を頭書のように決
し、即日その旨を本院事務総長から
判官彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務
総長に通知した。

同日本院は、國土総合開発審議会委員長菊田七平君の辞任による補欠として、國谷鑑潤君の辞任による補欠として、國武藤常介君を指名した旨を内閣に通知しました。

同日本院は、渥田單作地域農業改良促進対策審議会委員伊能芳雄君の辞任による補欠として、雨森常夫君を指名して、大旨を内閣に通知しました。

同日本院は、飼料需給安定審議会委員藤野繁雄君の辞任による補欠として、戸叶武君を指名した旨を内閣に通知しました。

同日本院は、衆議院議員大橋忠一君、同楠省吾君、同田原春次君及び参議院議員石黒忠篤君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨を衆議院に通知しました。

内閣に通知した。

同日本院は、中央選舉管理会委員及び同予備委員を左記の通り指名した旨を衆議院に通知した。

記

中央選舉管理会委員 山浦 貢一君
金子 武麿君
山崎 広君
芹沢 彰衡君
松村眞一郎君
中御門経民君
小島 憲君
藤牧 新平君
岡崎 三郎君
宿谷 栄一君

同日本院は、文化財保護委員会委員に川北耕一君及び細川謙立君を任命することに同意した旨を内閣に通知しました。

同日衆議院から、同院は中央選舉管理委員会委員及び同予備委員を左記の通りせ名した旨の通知書を受領した。

記

中央選舉管理委員会委員 山浦 貢二
金子 武廣一
藤牧 新平
岡崎 三郎
宿谷 栄二
小島 恵一
松村真一郎
芹沢 彰衛
山崎 広一
同 予備委員 小島 恵一
藤牧 新平
岡崎 三郎
宿谷 栄二
同 日衆議院議長から、国会は中央選舉管理委員及び同予備委員を左記の通り指名議決したことを内閣に通知し旨の通知書を受領した。

記

中央選舉管理委員会委員 山浦 貢二
金子 武廣一
藤牧 新平
岡崎 三郎
宿谷 栄二
小島 恵一
松村真一郎
芹沢 彰衛
山崎 広一
同 予備委員 小島 恵一
藤牧 新平
岡崎 三郎
宿谷 栄二
○議長(河井彌八君) これより本日
会議を開きます。

日程第一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

日程第二、交付税及び譲与税配付特別会計法の一部を改正する法律案(それも内閣提出、衆議院送付)

以上、「両案を一括して議題とする」と御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十一月十三日

衆議院議長 河井彌八殿

参議院議長 益谷秀次

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のようによつて改正する。

第四条ノ二中「二千六百億円」を「三千五百億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十三日

衆議院議長 河井彌八殿

參議院議長 益谷秀次

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

附則第十一項中「若しくは第五項」を、「第五項若しくは第十項」に、「日本専売公社が納付する金額は、」を「日本専売公社が納付する金額若しくは第十一項の規定による借入金額若しくは、それぞれ」に、「又は第八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子若しくは」を、「第十八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子」に、「たばこ専売特別地方配付金は、」を

附則第十一項中「若しくは第五項」を、「第五項若しくは第十項」に、「日本専売公社が納付する金額は、」を

「日本専売公社が納付する金額若しくは第十一項の規定による借入金額若しくは、それぞれ」に、「又は第八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子若しくは」を、「第十八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子」に、「たばこ専売特別地方配付金は、」を

11 昭三十年度に限り、この会計において、臨時地方財政特別交付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

12 第七項の規定は、前項の借入金について適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【岡崎眞一君登壇、拍手】

○岡崎眞一君登壇、拍手】
ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今年度におきましては、米の増収と

買上価格の引き上げ等によりまして、政

府の買い入れが、当初の計画に比して著

しく進んでいることは御承知の通りであります。このために食糧管理特別会

本案は、地方財政が窮乏しております状況に対処するために、本年度限り

総額百六十億円の臨時地方財政特別交

付金を地方団体に交付することとし

て、別途昭三十年度の地方財政に関する特別措置法案及び昭三十年度特

別会計予算補正特第二号が提出された

ことに伴いまして、臨時地方財政特別

交付税に關する経理を本会計において

行うこととし、この交付金の所要財源

は別に予算で定めるところによりまし

て、一般会計からこの会計に繰り入れ

られることとするとともに、この交付

金の支弁のため必要のある場合は、こ

の会計の負担において借入金をするこ

とができる等の所要の改正をはからう

とするものであります。

本案の審議に当りましては、百六十

億円の財源捻出を的確に示し得ない事

件、及び一般会計予算の補正を今回の

措置と同時に提出しなかつた理由等に

つきましたとして質疑がなされたのであります。

委員会の審議に当りましては、米の

買上数量の増加に伴うこの会計の收支

バランスの問題、明年度の消費價格の

決定問題、余剩米等の集荷対策等につ

いて質疑がなされたのであります。

詳細は速記録によつて御承知願いま

す。

質疑を終りまして討論に入りました

ところ、木村委員より、「百六十億円は

後に一般会計よりこの会計に繰り入れ

る」ということであるが、公共事業費及

び一般経費等の節減及び繰り延べ等を

おいては、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第七項の規定は、前項の借入金

について適用する。

【高田なほ子君登壇、拍手】

この法律は、公布の日から施行する。

【岡崎眞一君登壇、拍手】

ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず食糧管理特別会計法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

今年度におきましては、米の増収と

買上価格の引き上げ等によりまして、政

府の買い入れが、当初の計画に比して著

しく進んでいることは御承知の通りであります。このために食糧管理特別会

本案は、地方財政が窮乏しております状況に対処するために、本年度限り

総額百六十億円の臨時地方財政特別交

付金を地方団体に交付することとし

て、別途昭三十年度の地方財政に関する特別措置法案及び昭三十年度特

別会計予算補正特第二号が提出された

ことに伴いまして、臨時地方財政特別

交付税に關する経理を本会計において

行うこととし、この交付金の所要財源

は別に予算で定めるところによりまし

て、一般会計からこの会計に繰り入れ

られることがあります。かつまた、その借入

金等のピークは、十二月ないし一月に

なります。かつまた、その借入

るもので、宇論島茶花港は、本邦最南端の対沖縄貿易の基点であつて、税関支署出張所、動物検疫所等貿易施設の充実が期せられつつあります。が、出入国については遠く沖永良部に渡り審査を受けなければならない実情であるため、経済的、時間的浪費は貿易振興に重大なる悪影響を及ぼしているので、本港に入国管理事務所を早急に設置されたいとの趣旨のものであります。

請願第二百二十二号は、鹿児島県大隅町大陸簡易裁判所庁舎新築に関するもので、本簡易裁判所は、昭和二十二年設置された當時、岩国町役場庁舎の一部を借用し、昭和二十四年区検察庁舎が新築されると同時に、この区検察庁舎の一部を借用して現在に至っておりますが、社会情勢の推移に伴い、事件は激増の一途をたどり、庁舎は狭隘をきわめておりますから、昭和三十一年度中において大陸簡易裁判所庁舎を新築せられたいとの趣旨であります。請願第二百五十三号は、北海道中頓別簡易裁判所等の庁舎新築に関するもので、本裁判所は昭和二十五年開設せられたのでござりますが、当時急遽開設のために、庁舎としては町役場庁舎の一部に仮設舎をいたしまして、これを充用し、今日に至りましたため、近時取扱い件数の激増に伴いまして、現庁舎ではまことに狭隘をきわめ、すでに腐朽はなはだしく、裁判所としての体裁はもちろん、法廷等も形式にあるのみで、業務の執行にまことに支障が多いから、本裁判所並びに旭川家庭裁判所中頓別支部の庁舎をなくさずみやかに建築せられたいとの趣旨のものであります。請願第三百三十五号は、鹿児島地方裁判所加治木支

部庁舎建設に関するもので、本支部は、昭和二十年八月十一日戦災により焼失し、終戦後応急的に仮設され、して、今まで十九年を経過いたしましたが、建設当時の状況としては、資材不足の配給時代のため、構造そのものも、まことに簡素に過ぎ、土台、柱等が白アリの被害を受けております上に、たびたび台風によつて損傷の度を加えており、現在では危険建築として使用に耐えない実情にあるから、すみやかに本庁舎を建設せられたい、このような趣旨のものであります。

以上七件について、本委員会におきましては、政府関係者及び最高裁判所の事務担当官の意見を開き、慎重審議の結果、その願意はおむね妥当としてこれを採択し、議院の会議に付しました。

内閣に送付すべきものと決定いたしました。

このうち四件は、今日なおソ連、中共地域にある抑留同胞の帰還並びに戦犯者の即時放逐を早急にはかられたいとの請願で、他の一件は、漁場保存のため、長崎県島鳥島海域の米軍爆撃演習を中止する等の措置を講ぜられたいとの請願であり、外務委員会におきましては、審査の結果、いずれも願意を妥当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の

結果は、次の通りであります。

日程第十三は、農民課税に際し、税務当局が農業団体と緊密な連絡をとる

結果は、次の通りであります。

日程第十四は、引揚者の在外財産の補償措置を促進せら

れたいとの趣旨であるが、支払条件等

の結果は、次の通りであります。

日程第十九より第三十二までの請願を一括して議題と

致をもつて採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め

ます。よつてこれらの請願は、全会一

致をもつて採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認め

ます。まず委員長の報告を求めま

す。文教委員長飯島連次郎君。

「審査報告書は都合により追録に

よつて以上九件は、いずれも議院の

会議に付し、内閣に送付すべきものと

決定いたしました次第であります。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の

結果は、次の通りであります。

日程第十八は、元海軍文官の退職賞与

中、連合軍最高司令官の指令によりま

して支払いを停止せられた部分につい

て、講和条約発効の今日、支払いを促

進せられたとの趣旨であり、いずれ

ものにつきましては、公立学校事務

の趣旨のものであります。

次に教育職員の身分及び給与に関するものにつきましては、公立学校事務

の趣旨のものであります。

これらは請願のうち、文教施設に因

するものといたしましては、福島県老

朽学校校舎改築費国庫負担額に関す

るものほか三件であります。

次に教育職員の身分及び給与に関するものにつきましては、公立学校事務

の趣旨のものであります。

これらは請願のうち、文教施設に因

するものといたしましては、福島県老

朽学校校舎改築費国庫負担額に関す

るものほか三件であります。

官 (号) 外

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。ます委員長の報告を求めます。運輸委員長左藤義詮君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔左藤義詮君登壇、拍手〕

○左藤義詮君 ただいま上程になります。日程第百四十から第百七十二までの請願に関しまして、運輸委員会における審議の結果について御報告申し上げます。

日程第百四十から第百五十二までの十四件は、港湾修築工事促進等に関するものであります。日程第百五十三は、留萌港船だまり築造に伴う土地収用費及び家屋移転補償費についての国庫負担に関するものであります。日程第百五十四は、北海道広尾町に測候所を設置せられたいといお題旨のものであります。日程第百五十五は、宮崎県細島港に警備救難署を設置し、巡視船を配置せられたいといお題旨のものであります。日程第百五十六から第百五十八までの三件は、航路標識設置に関するものであります。日程第百五十九は、国有鉄道等公社職員に対する石炭手当を公務員に準じて制度化し、北海道手当として、科学的に検討の上実情に適したものとしてほしいといお題旨のものであります。

委員会におきましては審議の結果、いずれも願意を妥当と認めました。

日程第百六十から第百六十六までは、いずれも鉄道の新規建設促進に関するものであります。委員会におきましては現地の事情を勘案し、経済、産業の振興、資源の開発、民生の安定、文化の向上、鉄道網の完成等の

見地から、願意を妥当と認めた。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔松平勇雄君登壇、拍手〕

は、鉄道の電化促進に関するものであります。ます委員会におきましては、輸送力の強化、経費の節減、サービスの改善等の見地から、願意を妥当と認めました。

日程第百七十から第百七十二まで

は、ディーゼルカーの運行、急行列車の設定等、いずれも國鉄のサービス改善に関する要望であります。委員会におきましては、いずれも沿線住民並びに一般利用者の利便を考慮し、願意を妥当と認めました。

日程第百七十三から第百七十五まで

は、本請願は、岡山県新見市正田郵便局の集配局昇格に関する請願、北海道上程に関する請願三件、簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願四件、簡易保険の保険金最高制限額引き上げに関する請願三件、簡易保険診療所の増設等に関する請願三件の十四件

もつて決定いたしました次第であります。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の

議院の会議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと、全会一致を

付するを要するものと、全会一致を

つけられ、これより採決をいたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

日程第百七十八から日程第百九十七まで

までの二十件は、北海道及び宮崎、福岡、広島県等における河川及び道路の災害復旧促進に関するものであります。

日程第百九十八から日程第二百八十九までの十一件は、高知県国分ほか十河川の改修工事促進に関するものであります。

日程第二百九十九から日程第二百十

までの五件は、北海道天野川、広島

県大屋大川等の砂防工事促進に関するものであります。日程第二百二十四から

五百四十一までの七件は、北海道における糠平、三股間ほか五カ所の道路開

くに付するものであります。日程第二

百四十二及び第二百四十三は、道路財源法制定に関するものであります。

日程第二百四十四から第二百四十六ま

での三件は、北海道石狩地区及び天塩

川上流並びに福島県伊南川における総

合開発に関するものであります。日程

第二百四十七及び第二百四十八は、広島県天心町及び北海道森町における海岸侵食防除に関するものであります。日程第二百四十九ほか一件は、新潟市大火の災害復旧促進に関するものであります。日程第二百五十及び二百五十一は、災害地域に対する公営住宅及び住宅金融公庫資金貸付のワク拡大等に関するものであります。日程第二百五十二は、北海道室蘭市に海事官厅

建設委員長赤木正雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔赤木正雄君登壇、拍手〕

○赤木正雄君登壇、拍手〕

した請願七十六件につきまして、建設

委員会における審議の結果を御報告申

し上げます。

日程第百七十八から日程第百九十七

までの二十件は、北海道及び宮崎、福

岡、広島県等における河川及び道路の

災害復旧促進に関するものであります。

日程第二百九十九から日程第二百十

までの五件は、北海道天野川、広島

県大屋大川等の砂防工事促進に関するものであります。日程第二百二十四から

五百四十一までの十五件は、国

道十九号線ほか十四の国道、地方道の

改良工事促進に関するものであります。

日程第二百二十九から第二百三十

までの六件は、岡山県小田川二万橋

等の永久橋にかけかえに関するもので

あります。日程第二百三十五から第二

百四十一までの七件は、北海道における糠平、三股間ほか五カ所の道路開

くに付するものであります。日程第二

百四十二及び第二百四十三は、道路財

源法制定に関するものであります。

日程第二百四十四から第二百四十六ま

での三件は、北海道石狩地区及び天塩

川上流並びに福島県伊南川における総

合開発に関するものであります。日程

第二百四十七及び第二百四十八は、広

島県天心町及び北海道森町における

海岸侵食防除に関するものであります。日程第二百四十九ほか一件は、新

潟市大火の災害復旧促進に関するものであります。日程第二百五十及び二百

五十一は、災害地域に対する公営住

宅及び住宅金融公庫資金貸付のワク拡大

等に関するものであります。日程第二

百五十二は、北海道室蘭市に海事官厅

合同庁舎建設を要請するものであります。

右のうち、日程第二百九十四の昭和二

十八年水害復旧促進の利子補給に關す

る部分を除き、以上、いずれも国土の

保全及び開発等のため、願意おおむね

妥当なるものと認めまして、これを議

院の会議に付し、内閣に送付すること

を要するものと決定をいたした次第であります。

右のうち、日程第二百九十四の昭和二

十八年水害復旧促進の利子補給に關す

る部分を除き、以上、いずれも国土の

保全及び開発等のため、願意おおむね

妥当なるものと認めまして、これを議

院の会議に付し、内閣に送付すること

を要するものと決定をいたした次第であります。

右のうち、日程第二百九十四の昭和二

十八年水害復旧促進の利子補給に關す

る部分を除き、以上、いずれも国土の

保全及び開発等のため、願意おおむね

妥当なるものと認めまして、これを議

院の会議に付し、内閣に送付すること

を要するものと決定をいたした次第で

あります。

右のうち、日程第二百九十四の昭和二

十八年水害復旧促進の利子補給に關す

る部分を除き、以上、いずれも国土の

保全及び開発等のため、願意おおむね

妥当なるものと認めまして、これを議

院の会議に付し、内閣に送付すること

を要するものと決定

べきときであると思ふのであります。特に以上のことを緊迫せる漁業問題につきましては、漁業規制を控えての漁船の安全操縦を確保するため、公海自由の原則にのつとりまして、格段の措置を講ずる必要があると思ふのであります。以上が本案を提出するに至った理由でございます。(拍手)

何とぞ満堂の御賛成をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許可いたします。安部キミ子君。

【安部キミ子君登壇、拍手】

○安部キミ子君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程になりました日韓問題に関する決議案に賛成の意見を表明せんとするものであります。

李承晚政権は、国際慣行を無視し、一方的に李ラインの設定を行ひ、今日まで数多くの暴虐をほしままにして参りました。日本国民は、かよくな李承晚政権の一方的な措置についても、あくまで忍耐自重して平和的に解決しようとして、極力今まで努力して参ったのであります。しかし十一月十七日、韓国連合參謀本部は、いわゆる李承晚ラインを侵略した日本漁船を砲撃し、必要によつては撃沈するとの声明をしたことは、日本国民の間に深い不安と疑念を巻き起しておるものであります。

われわれ日本人は、これら一連の行為に示されておる韓国政府の撃滅的対

日政策は、絶対許容できないものであ

ります。かよな行為は、日本人の感

情をいたずらに刺激し、日韓両民族の

対立をあり、アジアの平和に非常な

脅威を与えるものであると憂慮されるものであります。今日の韓国連合參謀本部の激進なる声明と、その後のこの声明に基く、ますます挑発的な行動は、さらにこれに拍車をかけるものであります。「国民的紛争は平和的話し合いで解決し、戦争の危機を解消しようと」世界中の人々が懸命に努力しておる今日、まことに不可解であり、世間の通告がござります。発言を許可いたします。

○議長(河井彌八君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許可いたします。安部キミ子君。

【安部キミ子君登壇、拍手】

○安部キミ子君 私は日本社会党を代

表いたしまして、ただいま上程になり

ました日韓問題に関する決議案に賛成

の意見を表明せんとするものであります。

李承晚政権は、国際慣行を無視し、

一方的に李ラインの設定を行ひ、今日

まで数多くの暴虐をほしままにして

参りました。日本国民は、かよくな李

承晚政権の一方的な措置についても、

あくまで忍耐自重して平和的に解決

しようとして、極力今まで努力して参ったのであります。しかし十一月十七

日、韓国連合參謀本部は、いわゆる李

承晚ラインを侵略した日本漁船を砲撃

し、必要によつては撃沈するとの声明

をしたことは、日本国民の間に深い不

安と疑念を巻き起しておるものであります。

われわれ日本人は、これら一連の行

為に示されておる韓国政府の撃滅的対

日政策は、絶対許容できないものであ

ります。かよな行為は、日本人の感

情をいたずらに刺激し、日韓両民族の

対立をあり、アジアの平和に非常な

脅威を与えるものであると憂慮される

ものであります。今日の韓国連合參謀

本部の激進なる声明と、その後のこの

声明に基く、ますます挑発的な行動

は、さらにこれに拍車をかけるもので

あります。「国民的紛争は平和的話し

合いで解決し、戦争の危機を解消しよ

う」と世界中の人々が懸命に努力して

おる今日、まことに不可解であり、世

界の大勢に逆行するものであります。

たゞ、世界中の人々が懸命に努力して

おる今日、まことに不可解であり、世

界の大勢に逆行するものであります。

官 報 (号 外)

団体の代表と会見され、何とか善処しようとかららの責任を回避するために本機関を設けておるような始末であります。すでに鳩山総理は、去る六月引揚者線に戦つた人々であります。粒々辛苦して築いてきた彼らの財産は敗戦とともにすべて島有に帰してしまったのであります。國家の責任でなくしてだれの責任でありましょか。すでに終戦以来十年経過いたしております。戦争犠牲者に対する国家補償なしで救済措置は、乏しき財政の中から徐々に解決されておるのであります。昭和二十八年度に旧軍人遺族恩給は復活され、逐年増加いたしまして、本年度予算には、すでに軍人恩給六百四十億、文官恩給を入れますると九百億に達する状況にあるわけであります。しかるにこの間、未だに全然手がつけられていないままに放任されておるのが在外財産処理の問題、補償の問題であります。今日わが国政治外交上最大の問題は、外に対しましては、すみやかに賠償問題の解決をはかり、国交回復、貿易の振興をはかることでありますとともに、内にあつては戦争犠牲者、生活困窮者の補償、救済をはかり、健全な社会を建設することであります。歴代の保守内閣の施策は、政治、外交その本末を転倒し、再軍備政策の推進により、いよいよ国家財政を圧迫し、独資本擁護の経済政策をとつて、中小

企業、勤労大衆を抑圧しておるのであります。臨時国会は、きょうをもつて終ります。來たる二十日に通常国会は召集されようとしております。これと相前後して来年度予算編成の方針を決定されると聞いておるわけであります。引揚者団体は、彼らの当然の権利を主張し、国家の補償を求めて、ここ数日來政府与党に強く要請をいたしておるわけであります。このような情勢に対処いたしまして、鳩山総理は、在外財産の補償についてどういう見解をお持ちであるか承わりたいと思うのであります。両院の議決を見ました本件でありますから、すでに政府といふしましては慎重な検討を加えられておると思いますので、この際、鳩山総理から明確な政府の所信を承りたいと思うのであります。

ような党の代表の引揚者団体に対する回答は、政府の方針と承わってよろしいかどうか。政府もこのような態度をもつて昭和三十一年度の財政方針、立法措置をはかるる御趣旨であるかどうか。この際明確に承わっておきたいと思います。

次に重光外相にお尋ねいたしますが、サンフランシスコ平和条約により、我が国は連合国に対し一切の財産請求権を放棄いたしました。もちろんこれらの国々にある私人の財産請求権も国家の責任において放棄いたしたのであります。しかしながら私有財産は国内法はもちろん、国際法上においても尊重せらるべきは当然であり、特にまた戦時国際法規、ハーグの陸戦法規に照しましても、敗戦国が戦勝国に賠償を支払うことは許されようが、敗戦国民の私有財産が没収されたり、または賠償の一部に充てられるといふことは禁止されております。サンフランシスコ平和条約にもかかわらず、インドは日印平和条約により、在外財産の返還を承認いたしております。またセイロン、バキスタン等も、インドの例にならない、残置財産は返還されることを認め、すでに返還が実施されております。アメリカにおいても、人當て最高一千万ドル、総額一千万ドルの返還をなす取りきめが結ばれ、すでに返還は進んでおると承わっておりますのであります。そこで問題として残る地域は、台湾、朝鮮等、旧領土地域と、中共地区、西南アジア諸国にある残置財産の

問題であると思います。台湾について、第三条によれば、両国政府は私有財産の相互尊重と、この処理は両国間の特別の取りきめに従つものと約束されました。この間、両国政府においておいておりません。前国会におきまして、重光外相並びに当時の國田外務政務次官は、残置財産について外交交渉を進め、取引きをなされたことを聞いておりません。また、蔣介石政権は、幾重な訓令を芳沢大使に發し、強硬な外交交渉開始方針を講じさせているとの答弁がなされたのであります。日本側の努力にもかかわらず、蔣介石政権は、準備不足、調査不足を理由になかなか交渉に応じようとしない。会談を避けたのであります。結局は、台湾政権は、日本に持つ財産請求権とわが国のそれとを相殺しよろとするのが彼らの意図であることを明らかにしているのであります。まさにこれは外交交渉の不手ぎわであると申さねばなりません。このよう外交交渉の不手ぎわは、結局個人が負はなければならぬものであります。まさにこれは外交交渉の意図であることが今日の実情であります。また全会一致をもって譲渡されました日韓問題におきましても、今日の日韓問題の最大のガンは、わが國から申しますると、不当きわまる李ラインを相手とする限り、また重光外交が実現しません。日本の財産請求権の問題になつておるのであります。率承晚政権申しますと、不当きわまる李ライン設定の問題であり、彼の側から言わなければなりません。日本が財産請求権の実現はいつの日になるか、またにはかり知れ得ないものであります。こういう外交上の

不手きわの問題が在外資産の問題に、またこの際、重光外務大臣から、関係諸國との外交交渉の経過と今日の段階において承りておきたいと思ふのであります。私は、この際、重光外務大臣並びに重光外相は、この問題は別個の問題である。さらに、私の質問に対し次のよろんな答弁をなされております。在外資産の返還の交渉と国内における在外資産の補償支払の問題は別個の問題である。さらによく約いたしますならば、もし外交折衝の結果個人の私有財産の返還がなされなければ、國家の責任においてこれは当然補償すべきであるといふ明確な答弁をなされておるわけであります。戰後十年間、國家財政の状態から、これは対する補償の問題が実際に実施されることはなかったということは、まことに遺憾わざる旨の答弁もなされておるだけであります。私は、この際、重光外務大臣は二十二回国会における答弁のこの心境を、なお、お持ちであるかどうか。今日在外財産返還の問題は、あつた。意味においては外務大臣の重大な政治責任であると考えます。この際、外相の所信を承りておく次第であります。

予算が伸びていくことは明らかであります。また、一方賠償費は特別会計を設け支払いする意図であり、来年度は二百億前後の賠償費を予定されております。また、来年度予算においては、旧軍人遺族等の恩給費増額等も予定され、かくて非生産的支出の増大は、さらに本年以上の支出となつてくるであります。こういう事態をみて参りましたときに、蔵相の政治的な良心、政治的判断が在外財産処理について大きな力を持つものと判断いたすものであります。これらの事実を振り返ってみましたときに、わが國の財政の今日の実情に即しまして、蔵相はいかなる政治的な判断のもとに、在外資産補償の問題を取り組まれようとするお考えであるか、明確に承わつておきたいと存ります。

なお、これに関連いたしましてお尋ねいたしたいことは、閉鎖機関として指定されました朝鮮銀行、台灣銀行の資産処理の問題であります。清算事務も本年度において大体完了すると聞いております。前者においては七十五億、台灣銀行においては二十五億の利益金があると聞いておるのであります。零細な旧預金者に対しては何をするが、零細な旧預金者に対しては何ら特別の保護措置をとつてこなかったのが、今までの状況であります。残余財産の処理につきまして、大蔵大臣の方針を承わつておきたいと思うのであります。

要するに、本問題は、現内閣にとりまして重要な政治問題となつて参りました。一日放任すれば、ますます問題の解決を困難にする性格を帶びております。この際、特に年度予算編成を目前控えまして、政府の基本的方針の

樹立を期待してやみません。在外資産の問題は、単なる救済や恩恵の問題ではなく、補償の問題であり、権利の問題

の明確な態度決定を要望いたしました

て、私の質問を終ることにいたしました。(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手】

○國務大臣(鳩山一郎君) 田畠君の御質問に対して、答弁をいたします。

在外財産問題は非常に複雑多岐にわ

たる問題であります。政府としては御承認のごとく学識経験者の意見を徵し

まして、方針を立案することを適当と考えまして、在外財産問題審議会を設立いたしました。同審議会では、鋭意

審議を行なつております。二十二回国会

における衆参の両院の在外財産処理促進に關する決議は、政府は直ちに同審

議会に連絡いたしました。同審議会

は從来に引き続き、処理方針を審議中

であります。政府は、戦争によつて生じました諸種の不幸な事態につきまし

て、公平なる救済の処理をいたしたい

と考えまして、来年度の予算におい

て、その広範囲にわたる調査会を作り

ました。さそく審議をさらに進めて

いきたいと考えております。

以上をもちまして、答弁といたしま

す。(拍手)

【國務大臣重光葵君登壇、拍手】

○國務大臣(重光葵君) 在外資産返還

に関する外交交渉について御質問がございました。それは主として韓国及び

台灣国民政府に対する關係でございま

ります。この際、特にこの六月の

約とも関連して考える必要があるので

ございました。それは主として韓国及び

台灣国民政府に対する關係でございま

ります。この約とも関連して考える必要があるので

ございました。それは主として韓国及び台灣国民政府に対する關係でございま

ります。この約とも関連して考える必要があるので

予算委員会におきましては、七日、一
萬田大蔵大臣より提案理由の説明を開
き、八日から前後五日間にわたりま
して本案の審査に当り、鳩山内閣総理大臣並びに閣僚に対し質疑を行
なったのであります。これら質疑の範
囲はきはめて広範多岐にわたっておりま
すが、以下本補正予算に直接関連す
る質疑のうち若干を取り上げまして、
その概要を御報告いたしたいと存じま
す。

まず本補正予算の背景である地方財
政の現況とその対策についてであります
が、地方財政は二十九年度末において六百四十八億円の赤字を出し、本
年度内においては給与費の國保を除いても約二百億円の赤字が予想されてい
る。地方財政が今日のことく窮乏を招
いた原因並びにその責任はどこにある
かと思うが、政府はどういうふうにして
このような地方財政の窮乏に対処す
るつもりか」この質疑に対しましては、太田自治廳長官より、「地方財政
の窮乏の原因は、結局行政の規模が財
源の限度をこえていることにある、そ
の責任については地方にも放漫のそし
りを免がれない点があり、同時に國の方においても、もう少し親切心があつ
たらと思われる点がある。地方財政の
赤字対策は、過去現在及び将来の三つ
に分けられるが、過去の赤字に対しても
は、地方財政再建促進特別措置法でこ
れをたな上げし、現在すなはち三十年

度に対しでは、今回の措置によつて赤字を未然に防止し、さらに将来にわたりたつて赤字を発生せしめないよう、三十一年度において根本的な対策を講ずるつもりである」との答弁がありまつた。

次に、今回の補正予算についてありまするが、「政府は、二十二国会の本委員会において、災害の場合以外には補正予算は組まない旨繰り返し言明したにもかかわらず、補正予算を提出するに至つたのは重大な公約違反ではないか」との質疑があり、これに対しまして、鳩山内閣総理大臣及び一萬田大蔵大臣より、「予算編成の当初には補正をしないつもりであったが、その後地方財政の窮乏は、一刻もこれを放擧しえない情勢に立ち至つたので、やむを得ず今回の措置をとらざるを得なかつた。しかしながら財政の健全性はあくまでこれを堅持する建前ははずれていいない」との答弁がありました。また「しかばば、何故に一般会計予算の補正を行わなかつたのか」との質疑に対しましては、「時間的余裕さえあれば、一般会計を補正し、その減額分を特別会計に繰り入れるのが当然であるが、そのいとまがないため、一般会計補正予算の提出は通常国会に譲り、心急の措置としてとりあえず特別会計において借り入れを行うこととしたのである」との政府側の答弁がありまつた。

また「この特別会計の借入金返済のための予定財源百六十億円の内訳を云せ」との質疑に対しましては、政府側から、「百六十億円の具体的な内容は目下関係各省の間で協議検討中であり、まだ最終的にきまつてない」との答弁がありました。またこれに対して、「百六十億円の内訳として、公共事業費の不用額八十八億円、賠償費の不用額三十億円、一般経費の節約額四十二億円、しきりして公共事業費の不用額八十八億円の内訳として、治山治水三十六億円、港湾漁港九億円、食糧増産二十三億円、災害闘争五億円、文教施設五億円、水道等厚生施設一億円、住宅十億円等の数字が伝えられていましたが、この通りに落ちつかかぬが、この通りかどうかとの質疑があり、政府側より、「そのような一応のめどはあるが、その通りに落ちつかぬがどうかは協議検討の結果によることで、変動があり得る」との答弁がありました。

また公共事業費八十八億円の削減につきましては、「他に財源があるにもかかわらず、何ゆえに公共事業費を削減するのか、年度中途において公共事業費を打ち切るのは無理であり、結局民間の繰り延べとは一体いかなることか」等の質疑に対しまして、一萬田大蔵大臣並びに太田自治庁長官より、「公共事業費は毎年相当量繰り越されるのが実情で、

についても国家公務員と同様に増額されることを期待し、努力しているか。地方公務員の期末手当を国家公務員と同額だけ増額するに要する経費五十八億円は、今回の臨時地方財政特別交付金百六十億円とは全く別個の政府の新しい給与政策に基く経費であるから、これに対するは、さらに財源措置を要すると思うが、政府の所見並びに方針いかん」との質疑に対しましては、政府委員より、「期末手当〇・二五カ月分は、人件費、旅費、庶費等の節約により、既定の予算の範囲内で増額支給し、予算の補正はしない、人件費の移用は、予算総則二十四条によつて承認を得ており、費目の流用も財政法上認められており、その許す範囲内で実行する」との答弁があり、太田自治庁長官より「政府としても地方公務員の期末手当が国家公務員のそれに準じて増額支給されることを期待しておることは言ふまでもないが、その財源については、国家公務員の手当増額が既定予算の範囲内で行われるのに準じて、やはり同様の方法で捻出すべきものである。そなへば短期融資のめんどうを見る。しかししながら今日の地方財政は非常に困窮しており、節約し得る程度も今のところ的確には把握できないので、結局財源措置は今後の問題となる。三十年度一般会計補正予算の際その解決に努力するが、もしきれない場合には、三十

「一年度において解決に努力したい。」との答弁がありました。

最後に、「昭和三十年度の地方財政に關する特別措置法案に対する衆議院地方行政委員会の付帯決議をいかにして実現するつもりか」との質疑に対しましては、「一萬田大蔵大臣より、『十分検討の上、決議の趣旨に沿うよう努力する。』また太田自治府長官より、『極力次の通常国会で措置すべく努力する』との答弁がありました。

以上のはか、広く内外の重要な問題、ことには我が国の国連加盟問題、日ソ交渉、対比賠償並びに日韓關係等、当面の外交問題、並びに保守合同、憲法改正、行政機構改革、経済六ヵ年計画の構想等の内政諸問題につきましても、活発な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、昨十五日をもちまして質問を終局いたし、本日討論に入りましたところ、まず日本社会党を代表して松澤兼人君は、政府の財源措置は地方交付税率の改訂を勧告している地方制度調査会の答申に沿わないこと、また百八十八億円のうち二十八億円は眞の財源措置にならないこと、公共事業費の繰り延べといふのはきわめてあいまいな措置であること等の理由をあげ、朴由民主党を代表して三浦義男君は、本

補正予算は地方財政に対する根本的対策ではないが、財政の健全性をそこなわないで最大限度まで地方財政の窮屈に対処し得るものであるとして賛成、また無所属クラブの木村輔八郎君は、天災以外には補正予算を組まないと説明した現内閣には補正予算を提出すること、財源措置の内容が不明確であること、成立後の予算を実行する上に変更するのは財政法の精神に反すること、一般会計の補正を行い、財源は不要な防衛費などを充当すべきこと等の理由をあげて反対、最後に緑風会を代表して館哲二君は、地方財政計画上の無理を排除して計画そのものに沿う信頼性を高めること、三十一年度において地方行財政制度の抜本的改革第2号は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

補正(特第二号)に対しまして、日本社
会党を代表いたしまして反対を表明す
るものでござります。

七月当初、わが社会党が、当時の自
由党の諸君とともに、早急に臨時国会会
を開請いたしましたのは、地方財政の
再建あるいは公務員の給与の適正化
等、国民生活安定の基本的諸問題に対
して、早急に予算を補正して国民の要
望にこたえんとしたためであります
た。しかるに、国会は十一月末によく
やく開会されました。開会されましたが
が、われわれの要望は、何一つこの中
に出てこなかつた。あまつねに、われ
われと共闘の立場に立つておりました
旧自由党的各位は、今や与党として、
この国民党だましの補正予算に賛同を一
おるのは、まことに皮肉な事実でござ
ります。

私はここで一言お訴え申し上げた
い。今さら私が申すまでないまさせ
んが、政府は国民のためのものでござ
いまして、そこには何ら偽り、表裏が
あってはならないということは、政治
道徳の根本原理であらうと信じております。
しかしに、この原則がいつもござ
ざんに踏みにじられていることは、一
まことにたえないのでござります。す
なわち、国政の責任者である現内閣整
理大臣及び諸大臣の発言内容といつも
のは、いつも食い違いがある。時には正
反対の意見にすらひっくり返つてしま
うようなこともあります。

今度の補正も、去る二十二国会においては、補正の有無について、とくに政府の所信をただしておいたはずなんであります。かかるに当時は、予算修正の必要があるにもかかわりません。一年間は補正をせずに断じてまかなくていいけれど、がんこにこれを言いつくりましたのは一体だれであるか。その当人が、今はけろりとしてインチキ補正を提出いたまして、涼しい顔をしておる。これは、現内閣の大臣連中の政治的信念が、明治時代のわれわれの先駆政治家あるいは諸外国の進んだ国際的政治家と比較いたしまして、非常に低劣化しておるのではないかと疑わしめるものがあるのでござります。特に今度の国会を皮切りといたしまして、われわれは国民に対する大きな責任を負いまして、一大政党の制度がようやく始まるらうとしておる。例の保守政党の疑惑、汚職等のあの不信用を今後は全部払拭して、二大政党が互いに切磋琢磨いたしまして、これによつて信頼を得る正しい政治をしようとするこの当初におきまして、大臣連中が、この次第でござります。特に總理大臣その他の方々には、今後もう少し心を入れかえて、国民の政治を正しくやつて

もらいたい。これだけは特に申し上げておきます。

さて本論にかえつて、今回の補正是、國における一般経費の節約額、賠償費、公共事業費等の不用途額合せて百六十億円を借り入れまして、これに伴う地方負担の輕減額二十八億円を見込み、計百八十八億円を特別交付金とするものでございます。予算委員会における大蔵大臣の御説明によりますといふと、「地方財政につきましては、近年赤字の累積により、まことに憂慮すべき状態にありまするが、その再建をはかるためには、弥縫的な方策で当面を糊塗することを許さず、この際、國、地方を通じて抜本的な対策を講ずることが必要であることは各界の一致した意見であります」と言つております。しかるに地方交付税率の引き上げもなしでせず、わずかに百八十八億円といふ、まことにその場限りの一時的措置を講じようとしておるのであります。地方自治体の赤字は、実質的に巨額に上り、今年もすでに数百億の赤字は、二十八年度四百六十二億、二十九年度に至りましては六百五十億程度の巨額に上り、今年もすでに数百億の赤字が出ております。このことは自治庁の調査にも明らかでございます。まさに地方自治体にとりましては大問題であることは、何回もの陳情運動がこれを明らかに証明しておるのでござります。これに対する政府の補てん類はあまりにも過少であります。

これでは本年度地方財政計画における必要経費の不足は満たされないばかりでなく、その上に、本年度一般会計において可能な歳入増収額を中心いたしました組みかえを行わないで、一時借り入れという手段をとったことは、これまた実際に大蔵大臣の意見がいかに国民の窮乏は、かくのことく深刻なものであります。かくのことく深刻なものでありますかといふことを証明して余りあるものでござります。現在の地方財政をだましておる美辞麗句にすぎぬものであるかといふことを証明して余りあるものでござります。

本年度財政計画も、そのために実施困難に陥らうとしておるのは、これは事実でございます。これは多年にわたる保守政党による、多く吸い上げて少く与えるという政策の結果であります。たとえば社会保障、義務教育、公共事業、公衆衛生等の一般

計画に盲目的に賛意を表してきた保守政党議員諸公にも、このことには大きな責任があると私は考へる次第であります。たとえば本年度におきまして

も、わが日本社会党は国税三税の減税のはね返りも考慮いたしまして、地方

の独立財源たる交付税の引き上げといふことを年度当初より強く主張して、党諸君は、これに耳をかさなかつた。

その不明を今こそ國民に謝すべきであると私は考へるのでござります。もちろん今日の危機を招來した責任の一端は、さつき委員長からの報告の中にも

いたしましても、これは地方自治体固有の事情によって生じた余裕金でござります。たとえかりでると仮定しようか。たとえかりでると仮定

度末の不用額も全く同じ財政事情によつて平等に生ずるものでございましょうか。たとえかりでると仮定

の三十に引き上げることによりまして、本年度地方財政における経費の不足を補てんするとともに、交付団体、不

交付団体の双方に対して、公務員年末手当の増額、登録日雇い労働者の年末手当支給並びに被生活保護世帯に対する年未補給金支給の財源措置を講じようとするものでござります。公務員

が、歳として存在する平和憲法下において、アメリカの強い要請にこたえ、軍備拡張方式を推進せんとする現政府の政策の犠牲の一環になわされました

は、人の財布で相撲をとらうといふ主に協力した与党議員にあることは、

方財政計画は、これが実は大蔵省の非

常識きわまる大ながこれに加えられて参つておるわけでございます。この

今回の臨時国会の主目的は、明らかにこの地方財政の再建の基礎を打ち立てるにあり、そのため当然地方制

度調査会あるいは地方財政審議会等の

はつきりと明言しておきたいのでござ

ります。特に当初この現状を打開するために、一たん公共事業費の削減によつて補正予算の提出を考えました。これにつきましては、保守合同早々の与党内に大

混亂が生じまして、議員総会の收拾さえつかなかつた。衆議院は、本会議の

ことは、知らぬ顔をしております大臣

諸公も知らぬはずはないのであります。地方団体の責任者は、国家公務員に準じまして地方公務員にも、平等の

原則を確立いたしたいと思わぬ者はだれ一人ないと思います。どんな市長

だつて、町村長だつて、これは当然何

とかしてやりたいという気持を持つておるわけであります。しかも準ずることの裏づけとしての財源につきまして

は、政府はその責任を何らとろうとしないのであります。地方団体の責任にこれを放置しておる現状でございま

す。このことは、言いかえるならば赤字を増額して國家公務員の給与水準に

準ずるか、しからずんばこの増額を中止するか、二者択一の谷間にこれらの

市町村はけ落されていふことを意味するのでござります。

次に登録日雇い労働者につきまして

は、働く権利を持つにかかるず、も

ろもろの悪条件に左右されまして、実

働日数は過小に制限されました。真に

は、昇給、昇格もほとんど実行されない現状におきましては、せめて年末手当を既定額よりも少くとも〇・二五ヵ月分を増額いたしまして、越年

は、国家公務員に準ずるとあるが、そ資金に充てる必要があると信するのでござります。特に地方公務員の場合

は、国家公務員に準ずるとあるが、そ資金に充てる必要があると信するのでござります。特に地方公務員の場合

は、国家公務員に準ずるとあるが、そ資金に充てる必要があると信するのでござります。特に地方公務員の場合

は、国家公務員に準ずるとあるが、そ資金に充てる必要があると信するのでござります。特に地方公務員の場合

るのでござります。何とか最低限度の年末手当の支給は、これまた必要やむを得ざるものであると信ずるのでござります。また、これに連関いたしまして、失業対策につきましては、困難しき上げ、特に失業者の数の発生が非常に大きいところに、大きい市町村に対しましては、全額国庫補助を敢行いたしまして、失業問題に対する一助といたしたいとわれわれは考えておるのでござります。また、被生活保護世帯の生活保護の現状は、最低生活をも確保できない現状でございまして、これは御承知の通りでござります。何とか全国六十六万世帯に対しまして、一世帯当たり少くとも年未に千五百円程度の支給をいたしたいことを強く主張して参つておるのでござります。

ます。たとえこのわが党の組みかえを平年度化した場合を考えるといなましても、われわれが主張するよろ中央地方を通す行政機構の改革、並びに行政事務の再配分等の基礎の上立ちまして、明年度予算編成をわれわれの手で、もじいたすいたしますからば、断じて赤字は出ない自信がナシございます。防衛厅経費につきましては、前年度繰越金あるいは予算外契約とか、予算編成上その健全さをはなだしく阻害する措置が施行されて参りでございまして、まさにこれはきつとは、きのうわれわれの同僚加藤謙三からも、強く討論の中で説明されたまことにこれが現状でございます。このことは、心になえない事実でございます。その結果、地方財政の困難をしり目に、予算が湯水のごとく浪費せられ、その上に毎年当りままでのより多く額の繰り戻しがひもつきで残され、予算過剰の結果、不急不用品の大額購入、あるいは入札制度の弛緩等、尼まわしい事態を生じておることは、保安庁の經理においてはつきり言われておるわけであります。わざか二百億程度の今回の財政措置を防衛厅からとりましても、決してこれによつて防衛厅にとって痛痒なものを申すまでもないでございます。政府与党におかれましても、今後防衛費における毎年

の莫大な繰り越しについては、もつと根本的に再検討を要する時期に来ておると私は信ずる、善処を特に要望いたします。

これを要するに今回の補正予算は、一時を糊塗して国民を欺き、赤字に悩む地方自治団体を絶望のふわに追い込み、混乱に陥れるにすぎないものでござります。かかる補正予算を提出した現政府は、吉田内閣の悪政並びに第一次第二次鳩山内閣の優柔不断と無能の結果生じた地方団体今日の惨状を、救助もせず、ますます困難に陥れんとしているものであります。その政治的責任は、この補正予算に賛意を表する与党議員の責任とともに、強く追及されなければならぬと固く信ずるものでございます。(拍手)

わが日本社会党は、前述いたしましてわが党の補正予算組みかえ案の趣旨にのつとりまして、この政府提出の本案に対しましては、断固として反対を表明するものであります。以上でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 安井謙君。
〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま上程されました昭和三十年度特別会計予算補正に賛成をいたすものであります。

申しますでもございませんが、地方財政の現状は年々窮屈の一途をたどり、赤字の累積によつて真に憂慮すべき状

懸念に立ち至つております。今回の臨時国会は、その対策を講ずることを最大の使命といたしたのであります。地方財政の窮状打開の方策について、解決の曙光なりとも見出すであろうことを期待していたのであります。從来懸念となつておられた地方交付税率の二五%への引き上げも、そうした解決策の一つであります。しかしながら、数年間にわたつて累積いたしております地方公共団体の赤字は、すでに六百五十億円といわれ、これを現状のままの地方交付税率の引き上げという解決策でもつては、ほんとうに解決はでき得ないのであります。これをもつて全面的な基本的な解決とみなすわけには参りません。いわんや交付税率等の一部変更等によつて根本的解決を見出されるということはできません。財政の赤字のよつて来るところは深く、單なるその場しのぎの財源措置によつて解決されるには、あまりにも複雑多岐であります。地方財政を将来にわたつて堅実な基礎の上に置くためには、地方行政の全般に及ぶ抜本的な改革を必要といたします。これが解決に当つては、地方自治法の改正、地方公務員制度の改革、各種行政機関の統廃合、公債費問題の解決、義務的経費の負担軽減、税制の改革等、複雑多岐な問題にわたらねばなりません。このためには、今日の地方団体の実態を十分に把握し、根本的に検討し、合理

的な体系の上に立つて地方財政計画の適正化をはかるのでなければなりません。このような問題の解決をして、はじめて地方財政の健全化が軌道に乗つて言えるでありますよ。

これらの懸案解決は、従来の既成実績に相当な改革を加えることになり、必ず当な解決策を見出すには、かすに時日をもつてしなければなりません。限られた会期を持つこの臨時国会が、そのための十分な時間的余裕を持たないことは由すまでもないでありますし、政府が問題の根本的解決を将来に押しつけ、ただいまは当面の昭和三十年度の赤字について、とりあえず応急の措置を講ずるにとどめたのは、やむを得得なことである、また賢明な態度でもありました。

政府は、年度内の臨時措置として、地方交付税の三%に相当する百八十九億円の財源手当を行うことを決定いたしました。しかもその財源措置といふままにしては、一般行政費の節約額、賠償費、公共事業費の年度内の不用額古六十億円、及びこれに伴う地方負担の輕減額二十八億円を見込むことによつて、あくまで健全財政の方針を貫くこととなつております。

この措置について、特にわれわれが关心を持ったのは公共事業費の節約があります。すでに工事を開始し、現に進行中の公共事業を、年度の途中において打ち切るがごときことは、敵に譲るなります。すでに工事を開始し、現に進行中の公共事業を、年度の途中において打ち切るがごときことは、敵に譲るなります。

道楽の日々 その日始んだ人 めは直の成 このら日安事 た初せの

査会の二百億をもとにして今度の補正をやつたのであります。地方自治庁は三百三十八億の赤字である。これに対して百六十億の手当をして赤字が埋まりますけれども、自治庁の計算二百三十八億に対して百六十億の手当で赤字が埋まりますかどうか。太田自治局長官は、三十一年度の赤字の手当を十分にして、今後赤字が出ないようになると云つておられますけれども、自治庁の計算二百三十八億に付して百六十億の手当で赤字が埋まりますかどうか。またこれが埋まらないで結局赤字を持ち越すことになる。特に地方公務員の年末手当〇・二五につきましては、財政措置をやらなければ、一般公務員並みに経費の節減でこれをまかなえと言つておりますが、前に社会党の加瀬君が指摘しませんでした通り、地方公務員はこの旅費とかあるいは旅費の節減、人件費の節減では、とてもそういう〇・二五をまかなうことは余裕がないことは明らかであります。国家公務員と全く実情は違います。たとえば、日直、宿直手当は、国が三百六十円、地方は二百円ないし二百四十円、超過勤務手当は、国は給与費の六、七%，地方は三、四%であります。旅費はほとんど三等であります。またすでに旅費、旅費についてもこれはまた赤字の原因になるに違はない。一五%を財政計画で天引きされておるのであります。国家公務員と、国家財政の方と違うのであります。人件費、旅費でまかねえと言つたって地方の実情はこのように違うのです。どうして

赤字の原因をここで作つておる。これは本年度の赤字の手当としては不十分であります。

時間がございませんので、以上四点の論拠に基いて本案に反対するものであります。（拍手）

○議長（河井彌八君） 館哲二君。

〔館哲二君登壇、拍手〕

○館哲二君 本年度も地方財政が非常な窮屈をしておるといふので、これが打開の策を講ずべきであるという声が全国にみなぎつておるのであります。これに対しまして、私どもはできるだけ早く政府として適当な措置をとつてもらいたいということを考えております。したのに、じんせんとして今日に及んだのは、はなはだ遺憾であります。今かしながらおくれたりといえども、今日この手当ができるましことにつきましては、私どもは了承する次第であります。また類の問題につきましては、給与費を除いたものに對します一応の手当としては、この程度で、ますもって了承をすべきであると思いまして、この案につきましては賛成の意を表するものであります。

ただ問題は、毎年々々赤字を繰り返しておるということ、これを解決する手当としては、この程度で、ますもって了承をすべきであると思いまして、これが一番大事であります。将来に向つて地方財政の赤字をなくするところの赤字の禍根を断つと言ひながら、また

うことが一番大事だと思ふのであります。本国会の審議を通じまして、政府は三十一年度の方策を立てる上において、抜本的にこの問題を解決するということを言つていられますので、私は非常に力強く感じ、これに期待をかけておるのであります。

今度の予算補正が提出せられますことは、先ほど来お話をありましたように、鳩山総理並びに一萬田大蔵大臣が前国会の予算審議の際に繰り返して予算補正是やらないのだと言つておられたのに對しまして、非常な反対のことになつたのであります。しかしながら、それはもう當時すでにあの三

十年度の予算を討議せられますとき、地方財政計画において当初考えられたものは、基準財政需要額とそれから基準財政収入額との間に百四十一億円の赤字が出ておったのを、ただ一夜にしてそれを消して、その收支を合わして地方財政計画を立てられたというところに胚胎して、私は今日の補正予算をやらざるを得ない原因があると思ふのであります。(「委員長にも責任がありますよ、当時の」と呼ぶ者あり)私は、この意味におきまして、地方財政

計画が全体から言いまして非常に重要な信頼性がないということは、非常に憂うべきことであると思うのですが、今までで何といいましても、国の財政、国の予算をつじつまを合わすためと思うのであります。地方財政計画が、そのしわ寄せが地方財政の上に及んだということは、これは否定できませんが、立たれますことは、すでに御承知の通り昭和二十五年度の決算をもとにいたしまして、それに積算をして参るのであります。今まで、その間に、この積算をすべきものにつきまして適当な積算をしない、またあるいはこれの上に無理な節約を強制するというようなことの結果、地方財政計画そのものに対する信頼性が失われた、非常に適正を欠いておったということが、非常な地方財政に対する圧迫を来たしておりますのであります。でありますから、どうしてもこの際は、政府としまして地方財政計画に十二分な検討を加えて、最も信頼のできる、最も適正なる地方財政計画を樹立していただきたいなきやならん。これが私は昭和三十二年度の予算を編成せられる際に、政府に課せられた重大な責任だと思うのであります。(拍手)しかしながらこれには、振り返って見ますと、戦後において地方の行政規模が、急激に、非常に複雑化したとしております。で、今日までに地方財政は非常な窮状を來たしておりますということは、非常に憂うべきことであると思うのですが、

雑に膨張してきた。しかもそれにに対する財政的な裏づけがなかった、少かつたということに原因をしていると考えます。どうしても国としましては、地方に対するこの裏づけをしてやることが必要だと思いますけれども、これはなかなか困難なことあります。従つてやはり考えらるべきことは、この際どうしても地方行政規模というものに適正なる規正を加えていくことが必要になってくるんじゃないかと思います。しかしることは、そう簡単にはいかないのです。今日この地方財政が窮乏しているということについて、国と地方とが、あたかも責任のなすり合いをしておるかのような感を受けるのであります。地方は地方で、自治体の育成について国がその親切さを欠いておるというように言つております。また政府は政府として、地方自治体は放漫な財政を組んでおる、その責任があるというように言って、互いに責任のなすり合いをしておるかのような感があります。しかし今日は、そう言つておる時期ではない。私どもは地方自治体に対しましては、ぜひともこの際、地方自治体が自治体として立ち上つていく上からは、その自治の本来の性質からいって、自分自身で一つ努力して

これを切り抜けることを切に要求する次第であります。

しかしながら、一面考えますと、地方の制度そのものは、国の法律で定められておる。また財政的には中央集権的にやられておるといふことによつて、地方は節約するとかいうことにおいて限度があるのであります。どうしてやはり国において、これに対する適切な対策を講じていただきやならぬ。ところが、これに対しては、なかなか簡単にはいかないのであります。さきに戦後、地方制度調査会を設けられて今日に及んでおります。しかもその第一次答申があつたのであります。幸いに政府が来年度の政策を立てた上において、地方行政、財政の上において抜本的な対策を講じて、赤字を解消しようという熱意を持つてゐるに対しても、私どもは非常な敬意を払うのであります。しかも私は、この内閣が、多数党の上にできたりっぱな内閣であります。十二分にその能力を發揮せられまして、この地方財政の赤字克服の根本的な対策を確立せられますことを切に望んでやまないのであります。

このことを期待申し上げまして、本案に賛成をいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めておきます。

〔外務委員長山川良一君〕

〔掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めておきます。

〔外務委員長山川良一君〕

〔掲載〕

〔「審査報告書は都合により追録に

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めておきます。

〔外務委員長山川良一君〕

〔掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めておきます。

〔外務委員長山川良一君〕

〔掲載〕

〔「審査報告書は都合により追録に

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

原子炉をいう。この用語には、動力を持った原子炉の他の平和的利用

の開発に有用な原子核科学及び原子

核工学における貴重な訓練及び経験

を与える手段であるので、

日本国政府は、原子力の平和的及び人道的利用の実現をめざす研究及

び開発の計画を遂行すること並びにこの計画に關しアメリカ合衆国政府から援助を受けることを希望するの

を、また、

合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、前記

大綱の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参考〕

○議長(河井彌八君) 以上のとおり協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めておきます。

〔外務委員長山川良一君〕

〔掲載〕

〔「審査報告書は都合により追録に

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

原子炉をいう。この用語には、動

力用原子炉、動力試験用原子炉又

は特殊核物質の生産を第一次の目

的として設計された原子炉は、含

まれない。

D 「秘密資料」、「原子兵器」及び

「特殊核物質」という用語は、この

協定においては、千九百五十四年

合衆国原子力法に定義するところ

に従つて用いる。

〔第二条〕

この協定の当事者は、第六条の制

限を条件として、次の分野における

情報交換する。

A 研究用原子炉の設計、建設及び

操作並びに研究、開発又は技術上

の用具としてのその使用及び医学

的治療におけるその使用

B 研究用原子炉の操作及び使用に

関連する保健上及び安全上の問題

C 物理学上及び生物学上の研究、

医学的治療、農業並びに工業における放射性同位元素の使用

〔第三条〕

A 合衆国原子力委員会によつて代

表されるアメリカ合衆国政府は、

日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆

国政府と協議の上建設することを

決定する研究用原子炉を操作する

ための最初の燃料及び代替用の燃

料として必要であり、かつ、原子

力の平和的利用に関連する実験の

B　合衆国原子力委員会によつて代
表されるアメリカ合衆国政府によ
つて移転され、かつ、日本国政府
の管理の下にある同位元素U一二
三五を濃縮したウランの量は、い
かなる場合にも、U一二三五を最
大限二十パーセントまで濃縮した
ウランの中に含まれるU一二三五
の量において六キログラムをこえ
ないものとする。ただし、この物
國政府は、また、日本国政府が合衆
國原子力委員会によつて代表され
るアメリカ合衆国政府と協議の上
その管轄の下にある民間の個人又
は機関に対し研究用原子炉の建設
及び操作を授權することを決定す
るときは、その研究用原子炉を作
作するための最初の燃料及び代替
用の燃料として必要である同位元
素U一二三五を濃縮したウラン
を、この協定に定める条件に従つ
て日本国政府に貸借する。ただ
し、後の場合においては、日本国
政府は、この協定の規定及び貸借
借取極の關係規定を守ることがで
きるよう、そのウラン及びその
原子炉の操作について絶えず十分
な管理を維持するものとする。

質の六キログラムの最大限の可能にすることが合衆国原委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の意図するところであるので、取り出された燃料要素の放射能が日本国内においてしている間又は燃料要素が運れている間にも原子炉の効果的で系統的な操作を可能にする必要であると合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が認める追加量をこれえるものとする。

第四条 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、供給が可能であることを条件として、かつ、相互間の合意によつて、日本国に政府又は同政府が授權するその管轄の下にある者に対し、市場で入手することができる。かつ、日本国における研究用原子炉の建設及び操作に当り必要とされる原子炉用資材（特殊物質を除く。）を適当と認める機関を通じて充却し、又は賃貸する。これららの資材の充却又は賃貸借は、合意される条件による。

合には、日本国政府又は同政府が権利を有するその管轄の下にある者に対する資材若しくは設備及び装置の移転による供与は、この協定に基いては行わないものとする。

これらの事項に關して合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次通報を行ふことに同意する。合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、日本国政府は、合衆国原子力委員会の代表者が、貸貸された資材の状態及び使用を隨時観察し、並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を観察することを許可する。

移転に同意する場合は、この限り
でない。

第九条

の協定に法的効力を与えるため必要な憲法上の又は法律上のすべての手続が完了したことを確認する公文が両政府の間で交換された日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生日から五年間引き続き効力を有し、両政府の間で合意するところに従つて更新される。

千九百五十五年十一月十四日にワ
シントンで、日本語及び英語により
本書二通を作成した。

委員会は、十二月十六日討論を経て
採決を行いましたところ、全会一致を
もって承認すべきものと議決いたしました。
した。

原子力基本法
第一章 緒論

第一直

第一条 この法律は、原子力の研

究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネル

う。ただし、政令で定めるものを除く。

ギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上

（基本方針）

第二条 原子力の研究、開発及び利

用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行

うものとし、その成果を公開し、

進んで国際協力に資するものとする。

(定稿)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従るものとする。

一 「原子力」とは、原子核変換の

過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギー

花の文庫

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程に

おいて商工エネルギーを放出する

物質であつて、政令で定めるも
のと、ら。

〔二〕「核原料物質」とは、ウラン

鉱、トリウム鉱その他核燃料物

質の原料となる物質であつて、政令で定めるものとし。
四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいふ。ただし、政令で定めるものを除く。
五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。
第二章 原子力委員会
(設置)
第四条 原子力の研究、開発及び利用に関する國の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、總理府に原子力委員会を置く。
(任務)
第五条 原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。
(組織、運営及び権限)
第六条 原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。
第三章 原子力の開発機関
第七条 政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしめるため原子力研究所

(号) 外

本委員会におきましては、審議の時間はきわめて僅少でありましたが、慎重に審議が行われ、特に参考人として日本学術会議会長茅誠司君及び東京教育大学藤岡由夫君の出席を求め、その意見を聴取したのであります。両参考人は、本法案に関する限り結論的に言つて、賛意を表明せられました。

次に委員会審議中、特に問題となつた点を申し上げますと、本法案第四条に、「原子力の研究、開発及び利用に関する國の施策を計画的に遂行し」と

規定してあるが、「政府が原子力を軍備に使用する方向に圧力を加えること

があり得るのではないか。本法案第二条において、「原子力の研究、開発及び利

用を軍備に使ふうやうなことはない。また

法律の規定によつて認可することになつてゐるが、政府は嚴重に監視して、原子力

冒頭に「原子力の研究、開発及び利用を軍備に使ふうやうなことはない。また

は、平和の目的に限り」と明定してある」なお、原子力委員会の性格及びそ

の運用方針、原子力関係予算の概要、

原子力問題と科学技術庁との関連、将

来における原子力発電の経営形態、放

射線障害の防止措置等について、活発

な質疑が行われましたが、これらの詳

細はあげて会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず湯山委員より次のこ

とを付帯決議案の提出がなされました。すなわち、

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、原子力委員会設置法案總理

附則の一部を改正する法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長小柳牧衛君。

〔審査報告書は都合により追録に立すべきである。〕

右決議する。

以上の通りであります。

さらに古池委員及び海野委員より、それぞれ本法案に対する賛成の意見が述べられ、討論は終結し、次いで採決

に入りましたところ、本法案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきも

のと決定いたしました次第であります。なお、討論の段階において、湯山委員よ

り提出されました付帯決議案について

も、同様に全会一致をもつて、原案通り決議すべきものと決定いたしました次第であります。

第一條 原子力の研究、開発及び利

用(以下「原子力利用」という。)に

関する行政の民主的な運営を図る

ため、總理府に原子力委員会(以

下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二條 委員会は、次の各号に掲げ

る事項について企画し、審議し、

及び決定する。

一 原子力利用に関する政策に關

する事項について企画し、審議し、

及び決定する。

二 原子力利用に関する政策に關

する事務の総合調整に關する

こと。

三 原子力利用に関する政策に關

する事務の総合調整に關する

こと。

四 核燃料物質及び原子炉に關す

る規制に關すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の

基本に關すること。

六 原子力利用に関する試験研究

の助成に關すること。

七 原子力利用に関する研究者及

び技術者の養成訓練(大学にお

ける教授研究に係るもの)を除

く。)に關すること。

八 原子力利用に関する資料の収

集、統計の作成及び調査に關す

ること。

〔審査報告書は都合により追録に

立すべきである。〕

可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

する。

昭和三十年十二月十四日

衆議院議長 益谷 秀次

九 その他原子力利用に関する重
要事項に關すること。

(決定の趣意)

第三条 内閣総理大臣は、前条の決
定について委員会から報告を受け
たときは、これを尊重しなければ
ならない。

(勧告)

第四条 委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(資料提出の要求等)

第五条 委員会は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができ
る。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。
2 委員のうち二人は、非常勤とす
ることができる。

(委員長)

第七条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する

(委員の失職及び罷免)

第十一条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つた場合にお

者を定めておかなければならな
い。

(委員の任命)

第八条 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないと

(内閣総理大臣の任命)

きは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

(会議)

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(会議の開催)

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の失職及び罷免)

第十三条 委員は、職務上知ることの規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人

いては、その職を失うものとす
る。

(内閣総理大臣の任命)

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(内閣総理大臣の許可のある場

合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業をする。

(委員会の招集)

第十一條 委員会は、委員長が招集する。

(会議)

2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

(会議の開催)

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによ
る。

(委員会の議事)

4 委員長に故障がある場合においては、第七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行ふものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の給与)

第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(委員の給与)

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第八

条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(委員の給与)

2 この法律施行の後最初に任命さ
れる委員の任期は、第九条第一項

の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人

い。その職を退いた後も同様とす
る。

(常勤の委員)

第十四条 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること)。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業をする。

(常勤の委員)

第十五条 委員会の庶務は、総理府原子力局において処理する。

(庶務)

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

(庶務)

3 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

4 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第八

条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(委員の給与)

2 この法律施行の後最初に任命さ
れる委員の任期は、第九条第一項

の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人

については、一年六月、二人につい
ては三年とする。

(特別職の給与)

第十五条 常勤の委員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。

(常勤の委員)

第一条 第十九条の次に次の二号
を加える。

(常勤の委員)

第十九条 原子力委員会の非常勤の委員を加える。

(常勤の委員)

別表第一中「地方財政審議会委員」を「原子力委員会の常勤の委員」に改める。

(常勤の委員)

「審査報告書は都合により追録に掲載」に改める。

(常勤の委員)

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条规定付
する。

昭和三十一年十二月十四日

衆議院議長 河井彌八殿

総理府設置法の一部を改正する法
律案

総理府設置法の一部を改正する

臣の指定するところにより、二人

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよう改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次二号を加える。

二 原子力の研究、開発及び利用

（以下「原子力利用」という。）に

関する事務

第五条第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「原子力局」に改める。

第六条第一項第十三号中「総合調整」の下に「（原子力局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九条を次のように改める。

（原子力局の事務）

第九条 原子力局においては、左の事務をつかさどる。
一 原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。
二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
三 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

六 財團法人原子力研究所に関する事務

の助成に関する試験研究

八 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものと除く。）に関する事務

九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関する事務

十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関する他の行政機関の所掌に属しない事務に関する事務

と。

ると、原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることを要し、かつ重要な問題である。しかし、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題である。しかるにわが国におけるこれら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いままで、政府としてはこの際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、あわせてその決定を尊重して、原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として、同じく総理府に原子力局を設けることとし、これがためこの二法案を提出するに至った次第である。

次に、右二法案の内容を説明いたしました。まず原子力委員会設置法案の内容につきましておもな点を申し上げます。委員会の所掌事務は、原子力の研究、開発及び利用に関する政策、関係行政機関の施策の総合調整、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画、試験研究の助成、核燃料物質及び原子炉の規制、障害防止の基本、研究者、技術者の養成訓練等、原子力利用に関する重要な事項について企画し、審議し、決定することとなつております。しかして、委員会がこれらのことについて決定いたしまし

たときは、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないことになつてお

り、また、委員会は所管の重要な事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることになつてあります。

本委員会の組織としては、本委員会は委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は國務大臣をもつて充てることとし、また、委員の任命は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命します。さらに、委員の身分保障につきましては、委員が弊治産、準弊治産の宣告を受けたとき、禁錮以上の刑に処せられたとき及び心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または委員たるに適しない非行があると認められた場合のほかは、在任中のその意に反して職を失つたり、罷免されることはないと定めており、また常勤の委員は、原則として報酬を得て他の職務に従事し、または營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふことは禁止されております。

第十五条第一項の表中 海外移住審議会	
原子力委員会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。
原子力委員会設置法（昭和二十七年法律第二百六十二号）の一部を 次のように改正する。	内閣総理大臣は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。

人」に改め、同表通商産業省の 項中「一二、一四〇人」を「一二、一 二八人」に、「一三、一七一人」を「一 三、一五九人」に改める。	
○小柳牧衛君登壇、拍手	または委員たるに適しない非行があると認められた場合のほかは、在任中のその意に反して職を失つたり、罷免されることはないと定めており、また常勤の委員は、原則として報酬を得て他の職務に従事し、または營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふことは禁止されております。
〔小柳牧衛君登壇、拍手〕	第三次に、右二法案の内容を説明いたしました。委員の任期は三年といたしてあります。委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は國務大臣をもつて充てることとし、また、委員の任命は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命します。さらに、委員の身分保障につきましては、委員が弊治産、準弊治産の宣告を受けたとき、禁錮以上の刑に処せられたとき及び心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または委員たるに適しない非行があると認められた場合のほかは、在任中のその意に反して職を失つたり、罷免されることはないと定めており、また常勤の委員は、原則として報酬を得て他の職務に従事し、または營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふことは禁止されております。
○小柳牧衛君登壇、拍手	第三次に、総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、総理府に新たに原子力局を設けることによって企画し、審議し、決定することになつております。しかして、委員会が伴いまして、総理府の任務につき所要の改正を加え、新たに原子力局の所掌

事務に關する規定を設けることといたされております。

内閣委員会は、昨日及び本日の二回委員会を開きましたて、正力国務大臣、

齊藤政務次官、林法制局長官その他関係政府委員の出席を求めて本二法案の審査に当りましたが、その審査に

「明瞭かになつたおもな点を申し上げますと、その第一点は、「本法案

は、きわめて重要な法案であるから慎

重に審議すべきであるにもかかわらず、なにゆえに早急にこの臨時国会に

提出されたか、その緊急性はどこにあ

るか」という質問に対しまして、政府

は、「わが国の原子力の研究及び利用が世界各国に比し著しく立ちあぐれて

いることを痛感するので、一日も早く

原子力の受入れ態勢を作り、その実行に着手することによって平和産業の發

達に寄与したいと考えたからである」

その第二点は、原子力委員会の法的

性格の点でありまして、「原子力委員会はその所掌事務について企画し、審

議し、決定するだけにとどまり、從つて国家行政組織法の第三条の委員会には該当せず、第八条の機関である旨、正力国務大臣及び林法制局長官より答弁がなされました。

その第三点は、「原子力委員会が関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積りを決定した場合、内閣總理大

臣はこれを尊重しなければならないこ

とになつておるが、このことは大蔵省

の予算編成権に制約を加えることにならないか」という質問に対しまして、

「正力国務大臣及び政府委員よ

「原子力利用に関する経費要求は、関係行政機関が大蔵省に要求する前に、

原子力委員会に連絡するのであるが、

ようて明らかになつたおもな点を申し上げますと、その第一点は、「本法案

は、きわめて重要な法案であるから慎

重に審議すべきであるにもかかわらず、なにゆえに早急にこの臨時国会に

提出されたか、その緊急性はどこにあ

るか」という質問に対しまして、政府

は、「わが国の原子力の研究及び利用が世界各国に比し著しく立ちあぐれて

いることを痛感するので、一日も早く

原子力の受入れ態勢を作り、その実行に着手することによって平和産業の發

達に寄与したいと考えたからである」

その第二点は、原子力委員会の法的

性格の点でありまして、「原子力委員会はその所掌事務について企画し、審

議し、決定するだけにとどまり、從つて国家行政組織法の第三条の委員会には該当せず、第八条の機関である旨、正力国務大臣及び林法制局長官より答弁がなされました。

その第三点は、「原子力委員会が関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積りを決定した場合、内閣總理大

臣はこれを尊重しなければならないこ

とになつておるが、このことは大蔵省

の予算編成権に制約を加えることにならないか」という質問に対しまして、

「正力国務大臣及び政府委員よ

「原子力利用に関する経費要求は、関

係行政機関が大蔵省に要求する前に、

原子力委員会に連絡するのであるが、

ようて明らかになつたおもな点を申し上げますと、その第一点は、「本法案

は、きわめて重要な法案であるから慎

重に審議すべきであるにもかかわらず、なにゆえに早急にこの臨時国会に

提出されたか、その緊急性はどこにあ

るか」という質問に対しまして、政府

は、「わが国の原子力の研究及び利用が世界各国に比し著しく立ちあぐれて

いることを痛感するので、一日も早く

原子力の受入れ態勢を作り、その実行に着手することによって平和産業の發

達に寄与したいと考えたからである」

その第二点は、原子力委員会の法的

性格の点でありまして、「原子力委員会はその所掌事務について企画し、審

議し、決定するだけにとどまり、從つて国家行政組織法の第三条の委員会には該当せず、第八条の機関である旨、正力国務大臣及び林法制局長官より答弁がなされました。

その第三点は、「原子力委員会が関

係行政機関の原子力利用に関する経費の見積りを決定した場合、内閣總理大

臣はこれを尊重しなければならないこ

とになつておるが、このことは大蔵省

の予算編成権に制約を加えることにならないか」という質問に対しまして、

「正力国務大臣及び政府委員よ

「原子力利用に関する経費要求は、関

係行政機関が大蔵省に要求する前に、

原子力委員会に連絡するのであるが、

ようて明らかになつたおもな点を申し上げますと、その第一点は、「本法案

は、きわめて重要な法案であるから慎

重に審議すべきであるにもかかわらず、なにゆえに早急にこの臨時国会に

提出されたか、その緊急性はどこにあ

るか」という質問に対しまして、政府

は、「わが国の原子力の研究及び利用が世界各国に比し著しく立ちあぐれて

いることを痛感するので、一日も早く

原子力の受入れ態勢を作り、その実行に着手することによって平和産業の發

達に寄与したいと考えたからである」

その第二点は、原子力委員会の法的

性格の点でありまして、「原子力委員会はその所掌事務について企画し、審

議し、決定するだけにとどまり、從つて国家行政組織法の第三条の委員会には該当せず、第八条の機関である旨、正力国務大臣及び林法制局長官より答弁がなされました。

その第三点は、「原子力委員会が関

係行政機関の原子力利用に関する経費の見積りを決定した場合、内閣總理大

臣はこれを尊重しなければならないこ

とになつておるが、このことは大蔵省

の予算編成権に制約を加えることにならないか」という質問に対しまして、

「正力国務大臣及び政府委員よ

「原子力利用に関する経費要求は、関

係行政機関が大蔵省に要求する前に、

原子力委員会に連絡するのであるが、

ようて明らかになつたおもな点を申し上げますと、その第一点は、「本法案

は、きわめて重要な法案であるから慎

重に審議すべきであるにもかかわらず、なにゆえに早急にこの臨時国会に

提出されたか、その緊急性はどこにあ

るか」という質問に対しまして、政府

は、「わが国の原子力の研究及び利用が世界各国に比し著しく立ちあぐれて

いることを痛感するので、一日も早く

原子力の受入れ態勢を作り、その実行に着手することによって平和産業の發

達に寄与したいと考えたからである」

その第二点は、原子力委員会の法的

性格の点でありまして、「原子力委員会はその所掌事務について企画し、審

議し、決定するだけにとどまり、從つて国家行政組織法の第三条の委員会には該当せず、第八条の機関である旨、正力国務大臣及び林法制局長官より答弁がなされました。

その第三点は、「原子力委員会が関

係行政機関の原子力利用に関する経費の見積りを決定した場合、内閣總理大

地方交付税法の一部改正に関する請願

地方交付税における高等学校の単位
合風常要地帯に地方特別交付税増額
配付の請願

北海道追分町の上水道工事費起債に
関する請願

北海道追分町の公共用施設災害復旧
事業費起債に関する請願

北海道追分町の公共用施設災害復旧
事業費起債に関する請願

北海道追分町の公共用施設災害復旧
事業費起債に関する請願

「審査報告書は都合により追録に
掲載」

請願第二百八十号は、地方交付税に
ついて、台風常要地帯に対し、台風度
十八件の請願を一括して議題とするこ
とで御異議ございませんか。

第百三十九号は、北海道追分町の上
水道工事費に対する起債を許可せられ
たい。第百五十一号は、同町の本年七
月発生の水害に伴う公共用施設災害復
旧事業費に対する起債について特別の
配慮を望むといふもの。

第三百七十一号は、町村合併促進法
が効力を失う日も遠くないこの際、政
府の責任において合併市町村育成法
(仮称)を早急に制定されたいと要望す
るものであります。

地方行政委員会におきましては、慎
重審査の結果、以上の八件は、いずれ
も願意おむね妥当と認め、これを議
院の会議に付し、内閣に送付を要する
ものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

第二百七十九号は、地方交付税法に
ついて率の引き上げ、台風度補正並び
に学校規模段階補正の採用、一般公共
事業債、単独災害復旧事業債の元利償
還金を基準財政需要額に算入すること
及び義務教育費の一定範囲を特別交付
税に見込んで配分すること等を要望す
るもの。

第三十八号、八十七号及び百二十二
号は、いずれも地方交付税における高
等学校の単位費用の引き上げを要望す
るもの。

請願第一百八十号は、地方交付税に
ついて、台風常要地帯に対し、台風度
十八件の請願を一括して議題とするこ
とで御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。内閣委員長小柳牧衛君。

請願第一百八十号は、地方交付税に
ついて、台風常要地帯に対し、台風度
十八件の請願を一括して議題とするこ
とで御異議ございませんか。

恩給不均衡是正に関する請願(三件)
追放解除者の恩給に関する請願

軍人恩給の仮定俸給年額に関する請
願

「審査報告書は都合により追録に
掲載」

○小柳牧衛君 ただいま議題となりま
した請願につきまして、内閣委員会に
おける審査の経過並びに結果を御報告
いたします。

今国会に、当委員会に付託せられま
した請願は二十五件であります。本
日の委員会におきまして、右請願全部
を審議いたしました結果、そのうち請
願文書表第三号、第二百二十八号、第二
七十号、第二百八十一号、第二百七
七号、第二百二十三号、第二百五十
五号、第二百六十号、第三百六十一
号、第三百六十二号、第三百六十三号
は、公務員の地域給に関するもの、第
八十五号、第二百二十八号、第三百五
十六号は、公務員の寒冷地並びに新炭
手当に関するもの、第九十七号、第九
八号、第二百三十四号は、恩給不均衡是
正に関するもの、第二百二号は、追放解
除者の恩給に関するもの、第三百五十
七号は、軍人恩給の仮定俸給年額に関
するものであり、以上十九件の請願に
つきましては、趣旨いすれも妥当なも
のと認め、これを採択し、議院の会議

に付し、内閣に送付すべきものと決定
いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより採決いたします。こ
れらの請願は委員長報告の通り採
択し、内閣に送付することに賛成の請君

の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認め
ます。よってこれらの請願は、全会一
致をもって採択し、内閣に送付するこ
とに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に
追加して、商工委員長報告にかかる沖
縄貿易振興対策に関する請願外十件の
請願を一括して議題とすることに御異
議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。商工委員長三輪貞治君。

請願第一百八十号は、地方交付税に
ついて、台風常要地帯に対し、台風度
十八件の請願を一括して議題とするこ
とで御異議ございませんか。

昭和三十年十二月十六日 参議院会議録第八号